

平成 21 年 6 月 22 日  
法務省民商第 1471 号

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通知）

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）により、産業活力再生特別措置法（平成 11 年法律第 131 号）及び鉱工業技術研究組合法（昭和 36 年法律第 81 号）の一部が改正されましたが、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「産業再生法」とあるのは改正法による改正後の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成 11 年法律第 131 号）を、「技研組合法」とあるのは改正法による改正後の技術研究組合法（昭和 36 年法律第 81 号）を、「商登法」とあるのは商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）をいい、産業再生法及び技研組合法について引用する条文は、すべて改正後のものです。

#### 記

### 第 1 産業活力再生特別措置法の改正

#### 1 法律の題名の改正

改正法により、「産業活力再生特別措置法」との題名が「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」と改められた。

#### 2 事業活動に関する計画の認定

##### (1) 共同事業再編計画及び技術活用事業革新計画の認定の制度の廃止

改正法による改正前の産業活力再生特別措置法（以下「旧産業再生法」という。）における共同事業再編計画の認定（旧産業再生法第 2 条第 3 項、第 7 条第 1 項）及び技術活用事業革新計画の認定（同法第 2 条第 6 項、第 11 条第 1 項）の制度は、廃止された。

なお、事業再構築計画の認定（産業再生法第2条第4項、第5条第1項）、経営資源再活用計画の認定（同法第2条第5項、第7条第1項）及び経営資源融合計画の認定（同法第2条第6項、第9条第1項）の制度については、改正前と同様である。

## (2) 資源生産性革新計画の認定の制度の新設

事業者は、その実施しようとする資源生産性革新（事業者が行う事業の全部若しくは一部についての資源生産性（エネルギーの使用又は鉱物資源の使用（エネルギーとしての使用を除く。）が事業者の経済活動に貢献する程度をいう。）を相当程度向上させることを目指した事業活動又は相当程度高い資源生産性が見込まれる事業を行うことを目指した事業活動であって、産業再生法第2条第8項第1号又は第2号に掲げるものをいう。）に関する計画（以下「資源生産性革新計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成28年3月31日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができることとされた（同法第11条第1項）。

## (3) 産業再生法における主務大臣

資源生産性革新計画に関する事項に係る主務大臣については、事業再構築計画、経営資源再活用計画及び経営資源融合計画に関する事項に係る主務大臣と同様に、当該資源生産性革新計画に係る事業を所管する大臣を主務大臣とするとされたが、当該資源生産性革新計画に第二種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項）又は一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項）に該当する事業についての事業活動が記載されている場合にあっては、当該大臣及び国土交通大臣を主務大臣とするとされた（産業再生法第75条第1項第7号）。

## 3 会社法の規定の適用及び登記の申請書の添付書面に関する特例

### (1) 現物出資及び財産引受の調査に関する特例

事業者が認定資源生産性革新計画（産業再生法第12条第2項）に従ってその財産を出資し、若しくは譲渡することにより新たに株式会社を設立し、又はその財産を他の株式会社に出資する場合（新株予約権を行使する場合を含む。）には、認定事業再構築計画（同法第6条第2項）、認定経営資源再活用計画（同法第8条第2項）又は認定経営資源融合計画（同法第10条第2項）に従ってする場合と同様に、当該財産の出資又は譲渡については、会社法（平成17年法律第86号）第33条第1項、第207条第1項又は第284条第1項の規定による検査役の調査を要せず、株式会社の設立の登記、募集株式の発行による変更の登記又は新株予約権の行使による変更の登記の申請書には、検査役の調査に関する書面の添付を要しないが、認定計画に従った財産の出資又は譲渡であることを証する書面を添付しなけ

ればならないとされた（産業再生法第18条、第19条。平成15年4月9日付け法務省民商第1082号当職通知及び平成18年4月28日付け法務省民商第1140号法務省民事局長通達（以下「通達」という。）参照）。

(2) 略式組織再編等に関する特例

ア 吸収型組織再編行為に関する特例

認定資源生産性革新事業者（産業再生法第12条第1項）の特定関係事業者（関係事業者（事業者（新たに設立される法人を含む。）であって、他の事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つものをいう。）であって、当該認定事業者又は当該認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社がその総株主の議決権の3分の2以上を有しているものをいう。以下同じ。）である株式会社が、認定資源生産性革新計画に従って、当該認定事業者若しくは当該認定事業者の他の特定関係事業者又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者の特定関係事業者である株式会社（以下「当該認定事業者その他の関係者」という。）との間で、次に掲げる吸収型組織再編行為を行う場合には、認定事業再構築事業者（同法第6条第1項）、認定経営資源再活用事業者（同法第8条第1項）又は認定経営資源融合事業者（同法第10条第1項）（以下「認定事業再構築事業者等」という。）の特定関係事業者である株式会社が行う場合と同様に、当該特定関係事業者については、会社法第783条第1項又は第795条第1項に規定する株主総会の承認決議を要しないとされた（産業再生法第20条第1項において読み替えて適用される会社法第784条第1項及び第796条第1項。なお、通達を参照。）。

この場合における登記の申請書の添付書面も、認定事業再構築事業者等の特定関係事業者である株式会社が行う場合における登記の申請書の添付書面と同様とされた（産業再生法第20条第5項）。

(ア) 吸収合併（株式会社とするものに限る。）

(イ) 吸収分割（株式会社とするものに限る。）

(ウ) 吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継（株式会社とするものに限る。）

(エ) 株式交換（株式会社とするものに限る。）

(オ) 株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得

イ 新設型組織再編行為に関する特例

認定資源生産性革新事業者の特定関係事業者である株式会社が、認定資源生産性革新計画に従って、当該認定事業者その他の関係者との間で、次に掲げる新設型組織再編行為を行う場合には、認定事業再構築事業者等の特定関係事業

者である株式会社が行う場合と同様に、当該特定関係事業者については、会社法第804条第1項に規定する株主総会の承認決議を要しないとされた（産業再生法第20条第2項。なお、通達を参照。）。

この場合における登記の申請書の添付書面も、認定事業再構築事業者等の特定関係事業者である株式会社が行う場合における登記の申請書の添付書面と同様とされた（同法第20条第5項）。

(ア) 新設合併（当該認定事業者その他の関係者であって、株式会社であるものとするものに限る。）

(イ) 新設分割（持分会社を設立する場合及び簡易分割（会社法第805条）に該当する場合を除く。）

### (3) 株式の併合に関する特例

認定資源生産性革新事業者又はその関係事業者である取締役会設置会社（会社法第2条第7号）が資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少と同時に株式の併合をする場合においては、認定事業再構築事業者等又はその関係事業者である取締役会設置会社がする場合と同様に、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたときは、当該株式の併合は、取締役会の決議によってすることができるとされた（産業再生法第21条第1項において読み替えて適用される会社法第180条第2項。なお、通達を参照。）。

この場合における登記の申請書の添付書面についても、認定事業再構築事業者等又はその関係事業者である取締役会設置会社がする場合における登記の申請書の添付書面と同様とされた（産業再生法第21条第2項。なお、通達を参照。）。

ア 当該株式の併合と同時に単元株式数を減少し、又はその数を廃止するものであること。

イ 当該株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数（単元株式数を廃止する場合にあっては、株式の数）が当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回るものでないこと。

## 4 貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例

事業者がその資源生産性革新計画について産業再生法第11条第1項の認定を受けたとき又は認定資源生産性革新事業者がその認定資源生産性革新計画について同法第12条第1項の認定を受けたときは、当該事業者若しくはその関係事業者又は認定資源生産性革新事業者若しくはその関係事業者が当該認定資源生産性革新計画に従って実施しようとする事業活動に係る事業のうち、第二種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第29条第2項の認可を受けなければならないもの又は一般貨物自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第30条第2項の認可

を受けなければならないものについては、これらの規定による認可を受けたものとみなすとされた（産業再生法第22条の3、第22条の4）。

したがって、この特例が適用される第二種貨物利用運送事業者又は一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割（3(2)ア(ア)から(ウ)まで及びイの略式組織再編等に関する特例が適用される場合を含む。）の場合は、商登法第19条の規定によって当該合併又は分割の登記の申請書に貨物利用運送事業法第29条第2項又は貨物自動車運送事業法第30条第2項の認可書を添付することを要しない。

ただし、当該合併又は分割（3(2)ア(ア)から(ウ)まで又はイの場合を除く。）について、これらの認可書を要しない旨を明らかにするため、商登法第19条の規定により、当該合併又は分割の登記の申請書には、産業再生法第11条第1項又は第12条第1項の認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。

## 5 経過措置

旧産業再生法第8条第1項の認定共同事業再編計画又は同法第12条第1項の認定技術活用事業革新計画に係る会社法の規定の適用及び登記の申請書の添付書面等に関する特例については、なお従前の例によるとされた（改正法附則第3条第2項、第5項）。

## 第2 鉱工業技術研究組合法の改正

### 1 法律の題名の改正

改正法により、「鉱工業技術研究組合法」との題名が「技術研究組合法」と改められた。

### 2 技術研究組合

改正法による改正前の鉱工業技術研究組合法（以下「旧技研組合法」という。）における鉱工業技術研究組合（旧技研組合法第2条）の名称が技術研究組合（以下「組合」という。）に改められ（技研組合法第2条第1項）、また、これまで中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）を準用していた（旧技研組合法第16条）組合の組合員、設立、役員等、総会、会計の原則、解散及び清算並びに合併、登記及び雑則に関する規定が新たに技研組合法において直接定められたが、その内容は、次に掲げるものを除き、旧技研組合法における規律と同様である。

なお、改正法による改正前と同様に、組合は法人とされ（技研組合法第2条第1項）、その名称中に技術研究組合という文字を用いなければならず、組合でない者は、技術研究組合という名称を用いてはならないとされた（同法第4条）。

#### (1) 組合員の資格

組合は、定款で定めるところにより、その者の行う事業に組合の行う試験研究の成果を直接又は間接に利用する者のほか、国立大学法人法（平成15年法律第

112号)第2条第1項に規定する国立大学法人、産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第2条第3項に規定する産業技術研究法人その他技術研究組合法施行令(平成21年政令第158号。以下「技研組合法施行令」という。)で定める以下の者を組合員とすることができる(技研組合法第5条、技研組合法施行令第1条)。

ア 地方公共団体

イ 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人

ウ 技術研究組合

エ 国立大学法人法第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人

オ 独立行政法人国立高等専門学校機構

カ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人

キ 試験研究を主たる目的とする一般社団法人又は一般財団法人

ク 外国政府その他外国の法令上アからキまでに掲げる者に相当する者

## (2) 組合の設立の手續

組合を設立するには、その組合員となろうとする2人以上の者が、その全員の同意によって定款並びに試験研究の実施計画、成立の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算、役員の名及び住所その他主務省令で定める事項を記載した書面を作成し、これらを主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならないとされた(技研組合法第13条第1項)。

また、設立当初の役員(同法第21条)は、定款で定めなければならないとされた(同法第16条第2項)。

## 3 株式会社又は合同会社への組織変更

組合は、その組織を変更して株式会社又は合同会社になることができる(技研組合法第61条第1項、第81条第1項)。

### (1) 株式会社への組織変更の手續

ア 組織変更計画の作成及び承認

組合が株式会社に組織変更をするには、次に掲げる事項を定めた組織変更計画を作成して、総会の特別の決議(技研組合法第51条)により、その承認を受けなければならないとされた(同法第61条第2項、第3項、第62条)。

(ア) 組織変更後の株式会社(以下「組織変更後株式会社」という。)の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

(イ) (ア)に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項

(ウ) 組織変更後株式会社の取締役の氏名

(エ) 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合には組織変更後株式会

社の会計参与の氏名又は名称，組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役  
の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会  
社を含む。）である場合には組織変更後株式会社の監査役の氏名，組織変更  
後株式会社が会計監査人設置会社である場合には組織変更後株式会社の会計  
監査人の氏名又は名称

- (オ) 組織変更をする組合の組合員が取得する組織変更後株式会社の株式の数  
（組織変更後株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては，株式の種  
類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法
- (カ) 組織変更をする組合の組合員に対する(オ)の株式の割当てに関する事項
- (キ) 組織変更後株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項
- (ク) 組織変更後における，組織変更をする組合の組合員の権利に関する事項
- (ケ) 効力発生日

#### イ 債権者保護手続

組織変更をする組合は，次に掲げる事項を官報に公告し，かつ，知れている  
債権者には，各別にこれを催告しなければならないとされ，債権者が(ウ)の期  
間内に異議を述べた場合には，当該組織変更をしても当該債権者を害するおそ  
れがないときを除き，当該債権者に対し，弁済し，若しくは相当の担保を提供  
し，又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として，信託会社等（信託  
会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営に関する法律（昭  
和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）をい  
う。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならないとされた（技研組合法  
第64条第2項，第5項）。

#### (ア) 組織変更をする旨

(イ) 組織変更をする組合の決算関係書類に関する事項として主務省令（技術研  
究組合法施行規則（平成21年総務省，財務省，文部科学省，厚生労働省，  
農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省令第2号。以下「技研組合法  
施行規則」という。）第58条）で定めるもの

(ウ) 債権者が一定の期間（1か月を下ることができない。）内に異議を述べる  
ことができる旨

ただし，当該組合が当該公告を，官報のほか，定款の定めに従い，時事に関  
する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするとき，各別の催告は，  
することを要しないとされた（技研組合法第64条第3項）。

#### ウ 資本金として計上すべき額等

組織変更後株式会社の資本金として計上すべき額は，組織変更計画備置開始  
日（技研組合法第63条第1項，第2項）における組織変更をする組合の資産

の価額から負債の価額を差し引いた額とされ、ただし、その2分の1を超えない額は、資本金として計上しないことができるとされ、資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならないとされた（同法第66条第1項から第3項まで）。

## エ 組織変更における株式の発行

### (ア) 組織変更時発行株式

組織変更をする組合は、ア(オ)の株式の割当てを行うほか、組織変更に際して、組織変更後株式会社の株式を発行することができることとされた（技研組合法第67条前段）。

### (イ) 組織変更時発行株式の発行事項

(ア)の株式の発行をする場合には、組織変更計画書において次に掲げる事項を定めなければならないとされた（技研組合法第67条後段）。

- a 組織変更に際して発行する組織変更後株式会社の株式（以下「組織変更時発行株式」という。）の数（組織変更後株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、組織変更時発行株式の種類及び数）
- b 組織変更時発行株式の払込金額又はその算定方法
- c 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- d 組織変更時発行株式と引換えにする金銭の払込み又はcの財産の給付の期日
- e 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

### (ウ) 組織変更時発行株式の割当て

組織変更をする組合は、組織変更時発行株式の総数の引受けを行う契約を締結する場合を除き、組織変更時発行株式の引受けの申込みをした者の中からその割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる組織変更時発行株式の数を定めなければならないとされた（技研組合法第69条第1項前段）。

### (エ) 現物出資財産の価額についての検査役の調査

組織変更計画書において(イ)cに掲げる事項を定めたときは、原則として、当該財産（以下「現物出資財産」という。）の価額について検査役の調査を経なければならないが、次に掲げる場合には、この調査を要しないとされた（技研組合法第75条において準用する会社法第207条）。

- a 現物出資財産を給付する組織変更時発行株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合
- b 現物出資財産について定められた(イ)cの価額の総額が500万円を超



えない場合

- c 現物出資財産のうち、市場価格のある有価証券について定められた(イ)cの価額が当該有価証券の市場価格として主務省令（技研組合法施行規則第64条）で定める方法により算定されるものを超えない場合
- d 現物出資財産について定められた(イ)cの価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価）を受けた場合
- e 現物出資財産が組織変更をする組合に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であって、当該金銭債権について定められた(イ)cの価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合

オ 効力発生日の変更

組織変更をする組合は、効力発生日を変更することができることとされた（技研組合法第76条第1項）。

なお、この効力発生日の変更は、組合の業務の執行として、理事会が決する（同法第28条第3項）。

カ 組織変更の認可

組織変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないとされた（技研組合法第77条第1項）。

キ 組織変更の効力の発生

組織変更をする組合は、効力発生日又はカの主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、株式会社となり、その組合員は、この組織変更の効力が生じた日に、組織変更計画の定めに従い、組織変更後株式会社の株主となるとされた（技研組合法第78条第1項及び第3項）。

また、組織変更時発行株式の引受人は、この組織変更の効力が生じた日に、出資の履行をした組織変更時発行株式の株主となるとされた（同法第73条）。

(2) 合同会社への組織変更の手続

ア 組織変更計画書の作成及び承認

組合が合同会社に組織変更をするには、次に掲げる事項を定めた組織変更計画書を作成して、総会の特別の決議により、その承認を受けなければならないとされた（技研組合法第81条第2項、第3項、第82条）。

(ア) 組織変更後の合同会社（以下「組織変更後合同会社」という。）の目的、商号及び本店の所在地

(イ) 組織変更後合同会社の社員についての次に掲げる事項

- a 当該社員の氏名又は名称及び住所

- b 当該社員の全部を有限責任社員とする旨
  - c 当該社員の出資の価額
  - (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、組織変更後合同会社の定款で定める事項
  - (エ) 組織変更後合同会社の資本金の額に関する事項
  - (オ) 組織変更後における、組織変更をする組合の組合員の権利に関する事項
  - (カ) 効力発生日
- イ 債権者保護手続
- 債権者保護手続については、(1)イの株式会社への組織変更の場合の手続と同様とされた（技研組合法第87条において準用する同法第64条）。
- ウ 資本金として計上すべき額等
- 組織変更後合同会社の資本金として計上すべき額は、組織変更計画備置開始日（技研組合法第87条において準用する同法第63条第1項及び第2項）における組織変更をする組合の資産の価額から負債の価額を差し引いた額とされた（同法第84条第1項、第2項）。
- エ 効力発生日の変更
- 効力発生日の変更については、(1)オの株式会社への組織変更の場合の手続と同様とされた（技研組合法第87条において準用する同法第76条第1項、第28条第3項）。
- オ 組織変更の認可
- 組織変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないとされた（技研組合法第85条第1項）。
- カ 組織変更の効力の発生
- 組織変更をする組合は、効力発生日又はオの主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、合同会社となり、その組合員は、この組織変更の効力が生じた日に、組織変更計画の定めに従い、組織変更後合同会社の社員となるとされた（技研組合法第86条）。
- (3) 組織変更の登記の手続
- ア 登記期間等
- 組合が(1)の株式会社への組織変更又は(2)の合同会社への組織変更（以下「組織変更」と総称する。）をしたときは、組織変更の効力が生じた日から2週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、組織変更をした組合については解散の登記を、組織変更後株式会社については会社法第911条の登記を、組織変更後合同会社については同法第914条の登記をしなければならないとされ（技研組合法第152条）、当該効力が生じた日から3週間以内に、その従たる事務所の所在地においても、解散の登記をしなければならないとさ

れた（同法第158条）。また、これらの登記の申請のうち、組合が組織変更をした場合の組合についての登記の申請と組織変更後の株式会社又は合同会社についての登記の申請とは、同時にしなければならず、これらの申請のいずれかにつき却下事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならないとされた（同法第169条第2項及び第171条第2項において準用する商登法第78条第1項及び第3項）。

#### イ 登記すべき事項

組織変更後株式会社又は組織変更後合同会社の設立の登記において登記すべき事項は、会社法上の設立の登記におけるもの（会社法第911条第3項、第914条）と同一の事項のほか、会社成立の年月日、組合の名称並びに組織変更をした旨及びその年月日とされた（技研組合法第169条第2項及び第171条第2項において準用する商登法第76条）。

組織変更前の組合の解散の登記において登記すべき事項は、解散の旨並びにその事由及び年月日とされた（技研組合法第168条において準用する商登法第71条第1項）。

#### ウ 添付書面

##### (ア) 組織変更後株式会社の設立の登記

組織変更後株式会社の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならないとされた（技研組合法第169条第1項）。

##### a 組織変更計画書

なお、(1)オの効力発生日の変更があった場合には、当該変更の決定に係る理事会の議事録をも添付しなければならない（商登法第46条、技研組合法第169条第1項柱書き）。

##### b 定款

##### c 組合の総会の議事録

##### d 組織変更後株式会社の取締役（組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがある株式会社を含む。）である場合には、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

##### e 組織変更後株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

(a) 就任を承諾したことを証する書面

(b) これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

- (c) これらの者が法人でないときは、会計参与にあっては会社法第333条第1項に規定する者であること、会計監査人にあっては同法第337条第1項に規定する者であることを証する書面
- f 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面
- g 資本金の額が技研組合法第66条の規定に従って計上されたことを証する書面
- h (1)イの債権者保護手続における公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- i 組織変更時発行株式を発行したときは、次に掲げる書面
  - (a) 株式の引受けの申込みを証する書面
  - (b) 金銭を出資の目的とするときは、技研組合法第72条第1項の規定による払込みがあったことを証する書面

なお、払込金受入証明書又は組織変更後株式会社を代表すべき者の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証する書面に払込取扱機関における口座の預金通帳の写し若しくは取引明細書その他の払込取扱機関が作成した書面を合せてつしたものをもって、この払込みがあったことを証する書面として取り扱って差し支えない。
  - (c) 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面
    - ① 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類
    - ② 技研組合法第75条において準用する会社法第207条第9項第3号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面
    - ③ 技研組合法第75条において準用する会社法第207条第9項第4号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類
    - ④ 技研組合法第75条において準用する会社法第207条第9項第5号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿（当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を確認することができるものに限る。）

なお、会計帳簿の記載から当該金銭債権の弁済期の到来の事実を

確認することができない場合であっても、組合が期限の利益を放棄していないことが添付書面から明らかな場合を除き、これを受理して差し支えない。

(d) 検査役の報告に関する裁判があったときは、その謄本

また、当該申請書には、技研組合法第77条第1項に規定する認可があったことを証する主務大臣の認可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない（商登法第19条、技研組合法第169条第1項柱書き）。

(イ) 組織変更後合同会社の設立の登記

組織変更後合同会社の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならないとされた（技研組合法第171条第1項）。

a 組織変更計画書

なお、(2)エの効力発生日の変更があった場合には、当該変更の決定に係る理事会の議事録をも添付しなければならない（商登法第118条において準用する第93条、技研組合法第171条第1項柱書き）。

b 定款

c 組合の総会の議事録

d 資本金の額が技研組合法第84条の規定に従って計上されたことを証する書面

e (2)イの債権者保護手続における公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

f 法人が組織変更後合同会社を代表する社員となるときは、次に掲げる書面

(a) 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

(b) 当該社員の職務を行うべき者（以下「職務執行者」という。）の選任に関する書面

なお、当該法人の業務執行の決定機関において選任したことを証する次に掲げる書面がこれに当たる。

① 当該法人が株式会社である場合には、取締役が選任したことを証する書面（取締役会設置会社にあつては取締役会の議事録、委員会

設置会社にあつては執行役が選任したことを証する書面) (会社法第348条第1項, 第2項, 第362条第4項第3号, 第418条)

② 当該法人が持分会社である場合には, 社員が選任したことを証する書面 (会社法第590条第1項, 第2項, 第591条第2項)

③ 当該法人が理事会が法定されている法人である場合には理事会の議事録, 当該法人が理事会が法定されていない法人である場合には, 理事の過半数をもって選任したことを証する書面

(c) 当該社員の職務執行者が就任を承諾したことを証する書面

g 法人が組織変更後合同会社の業務を執行する社員 (fの社員を除く。) となるときは, f(a)に掲げる書面。ただし, f(a)ただし書に定める場合を除く。

また, 当該申請書には, 技研組合法第85条第1項に規定する認可があつたことを証する主務大臣の認可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない (商登法第19条, 技研組合法第171条第1項柱書き)。

(ウ) 組合についてする解散の登記

添付書面を要しない (技研組合法第169条第2項及び第171条第2項において準用する商登法第78条第2項)。

#### 4 合併

組合は, 吸収合併 (組合が他の組合とする合併であつて, 合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併後存続する組合に承継させるものをいう。以下同じ。) 又は新設合併 (2以上の組合がする合併であつて, 合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併により設立する組合に承継させるものをいう。以下同じ。) をすることができる (技研組合法第89条第1項, 第100条第1項)。

##### (1) 吸収合併の手続

###### ア 吸収合併契約

組合が吸収合併をするには, 吸収合併契約において次に掲げる事項を定め, 総会の特別の決議により, その承認を受けなければならないとされた (技研組合法第89条第2項, 第3項, 第90条, 技研組合法施行規則第70条)。

(ア) 吸収合併後存続する組合 (以下「吸収合併存続組合」という。) 及び吸収合併により消滅する組合 (以下「吸収合併消滅組合」という。) の名称及び主たる事務所の所在地

(イ) 効力発生日

(ウ) 吸収合併存続組合が合併により定款の変更を行うときは, その内容

(エ) 吸収合併存続組合の組合員となるべき者の氏名又は名称

(オ) 吸収合併に際して吸収合併存続組合の試験研究の実施計画が変更される場

合は、吸収合併存続組合の試験研究の実施計画又はその要旨

#### イ 債権者保護手続

##### (ア) 吸収合併消滅組合の債権者保護手続

吸収合併消滅組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならないとされ、債権者がdの期間内に異議を述べた場合には、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときを除き、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社等に相当の財産を信託しなければならないとされた（技研組合法第92条第2項及び第5項）。

- a 吸収合併をする旨
- b 吸収合併存続組合の名称及び主たる事務所の所在地
- c 吸収合併消滅組合及び吸収合併存続組合の決算関係書類に関する事項として主務省令（技研組合法施行規則第72条）で定めるもの
- d 債権者が一定の期間（1か月を下ることができない。）内に異議を述べることができる旨

ただし、当該組合が当該公告を、官報のほか、定款の定めに従い、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするときは、各別の催告は、することを要しないとされた（技研組合法第92条第3項）。

##### (イ) 吸収合併存続組合の債権者保護手続

吸収合併存続組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならないとされ、債権者がdの期間内に異議を述べた場合には、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときを除き、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社等に相当の財産を信託しなければならないとされた（技研組合法第95条第2項及び第5項）。

- a 吸収合併をする旨
- b 吸収合併消滅組合の名称及び主たる事務所の所在地
- c 吸収合併存続組合及び吸収合併消滅組合の決算関係書類に関する事項として主務省令（技研組合法施行規則第72条）で定めるもの
- d 債権者が一定の期間（1か月を下ることができない。）内に異議を述べるすることができる旨

ただし、当該組合が当該公告を、官報のほか、定款の定めに従い、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするときは、各別の催

告は、することを要しないとされた（技研組合法第95条第3項）。

ウ 効力発生日の変更

吸収合併消滅組合は、吸収合併存続組合との合意により、効力発生日を変更することができる（技研組合法第93条第1項）。

エ 吸収合併の認可

吸収合併は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないとされた（技研組合法第96条第1項）。

オ 吸収合併の効力の発生

吸収合併存続組合は、効力発生日又はエの主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、吸収合併消滅組合の権利義務（当該吸収合併消滅組合が行う事業に関し、主務大臣の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継するとされた（技研組合法第97条第1項）。

(2) 新設合併の手続

ア 新設合併契約

組合が新設合併をするには、新設合併契約において次に掲げる事項を定め、総会の特別の決議により、その承認を受けなければならないとされた（技研組合法第100条第2項、第3項、第101条、技研組合法施行規則第76条）。

(ア) 新設合併により消滅する組合（以下「新設合併消滅組合」という。）の名称及び主たる事務所の所在地

(イ) 新設合併により設立する組合（以下「新設合併設立組合」という。）の事業、名称及び主たる事務所の所在地

(ウ) (イ)に掲げるもののほか、新設合併設立組合の定款で定める事項

(エ) 新設合併設立組合の組合員となるべき者の氏名又は名称

(オ) 新設合併設立組合における試験研究の実施計画又はその要旨

イ 債権者保護手続

新設合併消滅組合は、次に掲げる事項を官報の公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならないとされ、債権者が(エ)の期間内に異議を述べた場合には、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときを除き、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社等に相当の財産を信託しなければならないとされた（技研組合法第103条第2項、第5項）。

(ア) 新設合併をする旨

(イ) 他の新設合併消滅組合及び新設合併設立組合の名称及び主たる事務所の所在地

(ウ) 新設合併消滅組合の決算関係書類に関する事項として主務省令（技研組合



法施行規則第78条)で定めるもの

(エ) 債権者が一定の期間(1か月を下ることができない。)内に異議を述べる  
ことができる旨

ただし、当該組合が当該公告を、官報のほか、定款の定めに従い、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするとき、各別の催告は、  
することを要しないとされた(技研組合法第103条第3項)。

ウ 新設合併の認可

新設合併は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないとされた  
(技研組合法第104条第1項)。

エ 新設合併の効力の発生

新設合併設立組合は、その成立の日に、新設合併消滅組合の権利義務(当該  
新設合併消滅組合がその行う事業に関し、主務大臣の認可その他の処分に基づ  
いて有する権利義務を含む。)を承継するとされた(技研組合法第105条)。

(3) 合併の登記の手續

ア 登記期間等

組合が吸収合併をしたときは、その効力が生じた日から2週間以内に、その  
主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅組合については解散の登記をし、  
吸収合併存続組合については変更の登記をしなければならないとされ(技研組  
合法第153条)、当該効力が生じた日から3週間以内に、その従たる事務所  
の所在地においても、これらの登記をしなければならないとされた(同法第1  
58条)。

また、組合が新設合併をするときは、次に掲げる日のいずれか遅い日から2  
週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併消滅組合について  
は解散の登記をし、新設合併設立組合については設立の登記をしなければならない  
とされ(同法第154条)、当該日から3週間以内に、その従たる事務所  
の所在地においても、解散の登記をしなければならないとされ(同法第158  
条)、新設合併設立組合が新設合併に際して従たる事務所を設けた場合には、  
当該日から3週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所  
の所在地における登記をしなければならないとされた(同法第156条第1項  
第2号)。

(ア) 同法第100条第2項の総会の決議の日

(イ) 同法第103条の規定による債権者保護手續が終了した日

(ウ) 新設合併消滅組合が合意により定めた日

(エ) 同法第104条第1項の認可を受けた日

さらに、主たる事務所の所在地における吸収合併消滅組合の解散の登記の申

請は吸収合併存続組合の変更の登記の申請と、新設合併消滅組合の解散の登記の申請は新設合併設立組合の設立の登記の申請と、それぞれ同時にしなければならないが、いずれかにつき却下事由があるときは、共に却下しなければならないとされた（同法第168条において準用する商登法第82条第3項及び第83条第1項）。

加えて、吸収合併消滅組合又は新設合併消滅組合の解散の登記の申請については、それぞれ吸収合併存続組合又は新設合併設立組合を代表すべき者が申請し、吸収合併消滅組合又は新設合併消滅組合の主たる事務所の所在地における当該登記の申請は、当該所在地を管轄する登記所の管轄区域内に吸収合併存続組合又は新設合併設立組合の主たる事務所がないときは、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならないが、その登記所において、吸収合併による変更の登記又は新設合併による設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を合併による解散の登記の申請書に記載し、これを吸収合併消滅組合又は新設合併消滅組合の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に送付しなければならないとされた（技研組合法第168条において準用する商登法第82条第1項及び第2項並びに第83条第2項）。

#### イ 登記すべき事項

吸収合併による吸収合併存続組合の変更の登記又は新設合併による新設合併設立組合の設立の登記において登記すべき事項は、新設合併設立組合についての組合の設立の登記におけるもの（技研組合法第145条第2項）と同一の事項のほか、合併をした旨並びに吸収合併消滅組合又は新設合併消滅組合の名称及び主たる事務所とされた（同法第168条において準用する商登法第79条）。

また、吸収合併消滅組合又は新設合併消滅組合の解散の登記において登記すべき事項は、解散の旨並びにその事由及び年月日とされた（技研組合法第168条において準用する商登法第71条第1項）。

#### ウ 添付書面

##### (ア) 吸収合併による変更の登記

吸収合併後存続組合の変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならないとされた（技研組合法第165条）。

- a 技研組合法145条第2項各号に掲げる事項の変更を証する書面  
具体的には、次に掲げる書面がこれに当たる。
  - (a) 吸収合併契約書
  - (b) 吸収合併存続組合の総会の議事録
  - (c) 吸収合併消滅組合の総会の議事録

b (1)イの債権者保護手続における公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

c 吸収合併消滅組合の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅組合の主たる事務所があるものを除く。

また、当該申請書には、技研組合法第96条第1項に規定する認可があったことを証する主務大臣の認可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない（同法第168条において準用する商登法第19条）。

(イ) 新設合併による設立の登記

新設合併設立組合の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならないとされた（技研組合法第161条第2項、第166条）。

a 新設合併設立組合に関する次に掲げる書面

(a) 定款

(b) 代表権を有する者の資格を証する書面

具体的には、定款、理事会の議事録及び代表理事の就任承諾書がこれに当たる。

b (2)イの債権者保護手続における公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

c 新設合併消滅組合の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅組合の主たる事務所があるものを除く。

また、当該申請書には、技研組合法第104条第1項に規定する認可があったことを証する主務大臣の認可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない（同法第168条において準用する商登法第19条）。

なお、当該申請書には、新設合併契約書及び新設合併消滅組合の総会の議事録も添付するものとする。

(ウ) 吸収合併又は新設合併による解散の登記

添付書面を要しない（技研組合法第168条において準用する商登法第82条第4項）。

## 5 新設分割

組合は、その事業に関して有する権利義務の一部を分割により設立する組合、株式会社又は合同会社に承継させることができるとされた（技研組合法第109条第1項、第118条第1項、第136条第1項）。

### (1) 新設分割の手続

#### ア 分割計画

組合が新設分割をするには、(ア)から(ウ)までに掲げる新設分割の類型に応じ、それぞれ(ア)のaからfまで、(イ)のaからiまで又は(ウ)のaからfまでに掲げる事項を定めた新設分割計画を作成して、総会の特別の決議により、その承認を受けなければならないとされた（技研組合法第109条第2項、第3項、第110条、第118条第2項、第3項、第119条、第136条第2項、第3項、第137条、技研組合法施行規則第81条）。

#### (ア) 組合を設立する新設分割

- a 新設分割により設立する組合（以下「新設分割設立組合」という。）の事業、名称及び主たる事務所の所在地
- b aに掲げるもののほか、新設分割設立組合の定款で定める事項
- c 新設分割をする組合の組合員であって、新設分割設立組合の組合員となる者の氏名又は名称
- d 新設分割設立組合が新設分割により新設分割をする組合から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項
- e 新設分割後における、新設分割をする組合の組合員の権利に関する事項
- f 新設分割設立組合の試験研究の実施計画又はその要旨

#### (イ) 株式会社を設立する新設分割

- a 新設分割により設立する株式会社（以下「新設分割設立株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
- b aに掲げるもののほか、新設分割設立株式会社の定款で定める事項
- c 新設分割設立株式会社の設立に際して取締役となる者の氏名
- d 新設分割設立株式会社が会計参与設置会社である場合には新設分割設立株式会社の設立に際して会計参与となる者の氏名又は名称、新設分割設立株式会社が監査役設置会社（監査役は監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合には新設分割設立株式会社の設立に際して監査役となる者の氏名、新設分割設

立株式会社が会計監査人設置会社である場合には新設分割設立株式会社の設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称

- e 新設分割設立株式会社が新設分割により新設分割をする組合から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項
- f 新設分割をする組合の組合員に対して交付する新設分割設立株式会社の株式の数（新設分割設立株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法
- g 新設分割をする組合の組合員に対する f の株式の割当てに関する事項
- h 新設分割設立株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項
- i 新設分割後における、新設分割をする組合の組合員の権利に関する事項

(ウ) 合同会社を設立する新設分割

- a 新設分割により設立する合同会社（以下「新設分割設立合同会社」という。）の目的、商号及び本店の所在地
- b 新設分割設立合同会社の社員についての次に掲げる事項
  - (a) 当該社員の氏名又は名称及び住所
  - (b) 当該社員の全部を有限責任社員とする旨
  - (c) 当該社員の出資の価額
- c a 及び b に掲げるもののほか、新設分割設立合同会社の定款で定める事項
- d 新設分割設立合同会社が新設分割により新設分割をする組合から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項
- e 新設分割設立合同会社の資本金の額に関する事項
- f 新設分割後における、新設分割をする組合の組合員の権利に関する事項

イ 債権者保護手続

新設分割をする組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならないとされ、債権者が(エ)の期間内に異議を述べた場合には、当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないときを除き、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社等に相当の財産を信託しなければならないとされた（技研組合法第112条第2項、第5項、第134条、第143条）。

(ア) 新設分割をする旨

- (イ) 新設分割設立組合の名称及び主たる事務所の所在地又は新設分割設立株式

会社若しくは新設分割設立合同会社の商号及び本店の所在地

(ウ) 新設分割をする組合の決算関係書類に関する事項として主務省令（技研組合法施行規則第83条）で定めるもの

(エ) 債権者が一定の期間（1か月を下ることができない。）内に異議を述べる  
ことができる旨

ただし、当該組合が当該公告を、官報のほか、定款の定めに従い、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするときは、各別の催告（不法行為によって生じた債務の債権者に対するものを除く。）は、することを要しないとされた（技研組合法第112条第3項、第134条、第143条）。

ウ 資本金として計上すべき額等

新設分割設立株式会社又は新設分割設立合同会社の資本金として計上すべき額は、株式会社への組織変更の場合又は合同会社への組織変更の場合における取扱いと同様である（技研組合法第121条第1項から第3項まで、第139条第1項、第2項。なお、3(1)ウ又は3(2)ウ参照。）。

エ 新設分割における株式の発行

株式会社を設立する新設分割をする組合は、ア(イ) f の株式の割当てを行うほか、新設分割に際して、新設分割設立株式会社の株式を発行することができることとされた（技研組合法第122条前段）。この場合における手続等については、株式会社への組織変更における組織変更時発行株式の場合における手続等と同様である（同法第122条から第130条まで。なお、3(1)エ参照。）。

オ 新設分割の認可

新設分割は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないとされた（技研組合法第113条第1項、第131条第1項、第140条第1項）。

カ 新設分割の効力の発生

新設分割設立組合又は新設分割設立株式会社若しくは新設分割設立合同会社は、その成立の日に、新設分割計画の定めに従い、新設分割をする組合の権利義務を承継し、新設分割をする組合の組合員は、新設分割計画の定めに従い、新設分割設立組合の組合員又は新設分割設立株式会社の株主若しくは新設分割設立合同会社の社員となるとされた（技研組合法第114条第1項、第4項、第132条第1項、第4項、第141条第1項、第4項）。

また、新設分割に際して発行する新設分割設立株式会社の株式（以下「新設分割時発行株式」という。）の引受人は、当該新設分割設立株式会社の成立の日に、出資の履行をした新設分割時発行株式の株主となるとされた（同法第128条）。

(2) 新設分割の登記の手続

## ア 登記期間等

組合が新設分割をするときは、(ア)から(ウ)までに掲げる場合に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地及び本店の所在地において、新設分割をする組合については変更の登記を、新設分割設立組合については設立の登記を、新設分割設立株式会社については会社法第911条の登記を、新設分割設立合同会社については同法第914条の登記をしなければならないとされ（技研組合法第155条）、当該日から3週間以内に、その従たる事務所の所在地においても、変更の登記をしなければならないとされ（同法第158条）、新設分割設立組合又は新設分割設立株式会社若しくは新設分割設立合同会社が新設分割に際して従たる事務所又は支店を設けた場合には、当該日から3週間以内に、当該従たる事務所又は支店の所在地において、従たる事務所又は支店の所在地における登記をしなければならないとされた（同法第156条第1項第3号、第4号）。

(ア) 組合を設立する新設分割をする場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

- a 同法第109条第2項の総会の決議の日
- b 同法第112条の規定による債権者保護手続が終了した日
- c 同法第109条第2項に規定する新設分割をする組合が定めた日
- d 同法第113条第1項の認可を受けた日

(イ) 株式会社を設立する新設分割をする場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

- a 同法第118条第2項の総会の決議の日
- b 同法第134条において準用する同法第112条の規定による債権者保護手続が終了した日
- c 同法第118条第2項に規定する新設分割をする組合が定めた日
- d 同法第131条第1項の認可を受けた日

(ウ) 合同会社を設立する新設分割をする場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

- a 同法第136条第2項の総会の決議の日
- b 同法第143条において準用する同法第112条の規定による債権者保護手続が終了した日
- c 同法第136条第2項に規定する新設分割をする組合が定めた日
- d 同法第140条第1項の認可を受けた日

さらに、主たる事務所の所在地における新設分割をする組合の新設分割による変更の登記の申請は、新設分割による新設分割設立組合又は新設分割設立株式会社若しくは新設分割設立合同会社の設立の登記と同時にしなければならないが、いずれかにつき却下事由があるときは、共に却下しなければならないとされた（同法第170条第2項、第171条第2項及び第172条第2項におい

て準用する商登法第87条第2項及び第88条第1項)。

加えて、主たる事務所の所在地における新設分割をする組合の変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に新設分割設立組合又は新設分割設立株式会社若しくは新設分割設立合同会社の主たる事務所又は本店がないときは、その主たる事務所又は本店を管轄する登記所を経由してしなければならない、その登記所において、新設分割による設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を新設分割による変更の登記の申請書に記載し、これを新設分割をする組合の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に送付しなければならないとされた(技研組合法第170条第2項、第171条第2項及び第172条第2項において準用する商登法第87条第1項及び第88条第2項)。

#### イ 登記すべき事項

新設分割設立組合又は新設分割設立株式会社若しくは新設分割設立合同会社の設立の登記において登記すべき事項は、技研組合法上又は会社法上の設立の登記におけるもの(技研組合法第145条第2項、会社法第911条第3項、第914条)と同一の事項のほか、分割をした旨並びに新設分割をする組合の名称及び主たる事務所とされた(技研組合法170条第2項、第171条第2項及び第172条第2項において準用する商登法第84条第1項)。

新設分割をする組合の変更の登記において登記すべき事項は、分割をした旨並びに新設分割設立組合又は新設分割設立株式会社若しくは新設分割設立合同会社の名称又は商号並びに主たる事務所又は本店とされた(技研組合法第168条において準用する商登法第84条第2項)。

#### ウ 添付書面

##### (ア) 新設分割設立組合についてする設立の登記

新設分割設立組合の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならないとされた(技研組合法第161条第2項、第167条)。

##### a 新設分割設立組合に関する次に掲げる書面

###### (a) 定款

###### (b) 代表権を有する者の資格を証する書面

具体的には、定款、理事会の議事録及び代表理事の就任承諾書がこれに当たる。

##### b (1) イの債権者保護手続における公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の



財産を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

また、当該申請書には、技研組合法第113条第1項に規定する認可があったことを証する主務大臣の認可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない（同法第168条において準用する商登法第19条）。

なお、当該申請書には、新設分割計画書、新設分割をする組合の総会の議事録及び新設分割をする組合の登記事項証明書（ただし、当該登記所の管轄区域内に新設分割をする組合の主たる事務所があるものを除く。）も添付するものとする。

(イ) 新設分割設立株式会社についてする設立の登記

新設分割設立株式会社の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならないとされた（技研組合法第170条）。

- a 新設分割計画書
- b 定款
- c 組合の総会の議事録
- d 新設分割設立株式会社の取締役（組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがある株式会社を含む。）である場合には、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面
- e 新設分割設立株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面
  - (a) 就任を承諾したことを証する書面
  - (b) これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。
  - (c) これらの者が法人でないときは、会計参与にあつては会社法第333条第1項に規定する者であること、会計監査人にあつては同法第337条第1項に規定する者であることを証する書面
- f 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面
- g 資本金の額が技研組合法第121条の規定に従って計上されたことを証する書面
- h 組合の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に組合の主たる事務所がある場合を除く。
- i (1)イの債権者保護手続における公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあ

っては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

j 新設分割時発行株式を発行したときは、次に掲げる書面

(a) 株式の引受けの申込みを証する書面

(b) 金銭を出資の目的とするときは、技研組合法第127条第1項の規定による払込みがあったことを証する書面

株式会社への組織変更における組織変更時発行株式の場合と同様である(3(3)ウ(ア) i (b)を参照。)

(c) 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

① 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

② 技研組合法第130条において準用する会社法第207条第9項第3号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

③ 技研組合法第130条において準用する会社法第207条第9項第4号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

④ 技研組合法第130条において準用する会社法第207条第9項第5号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿(当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を確認することができるものに限る。)

株式会社への組織変更における組織変更時発行株式の場合と同様である(3(3)ウ(ア) i (c)④を参照。)

(d) 検査役の報告に関する裁判があったときは、その謄本

また、当該申請書には、技研組合法第131条第1項に規定する認可があったことを証する主務大臣の認可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない(商登法第19条、技研組合法第170条第1項柱書き)。

(ウ) 新設分割設立合同会社についてする設立の登記

新設分割設立合同会社の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならないとされた(技研組合法第172条)。

a 新設分割計画書

b 定款

c 組合の総会の議事録

- d 資本金の額が技研組合法第139条の規定に従って計上されたことを証する書面
- e 組合の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に組合の主たる事務所がある場合を除く。
- f (1)イの債権者保護手続における公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- g 法人が新設分割設立合同会社を代表する社員となるときは、次に掲げる書面
  - (a) 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。
  - (b) 当該社員の職務を行うべき者（以下「職務執行者」という。）の選任に関する書面  
合同会社への組織変更の場合における職務執行者の選任に関する書面と同様である（3(3)ウ(イ) f (b)を参照。）。
  - (c) 当該社員の職務執行者が就任を承諾したことを証する書面
- h 法人が新設分割設立合同会社の業務を執行する社員（gの社員を除く。）となるときは、g(a)に掲げる書面。ただし、g(a)ただし書に定める場合を除く。

また、当該申請書には、技研組合法第140条第1項に規定する認可があったことを証する主務大臣の認可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない（商登法第19条、技研組合法第172条第1項柱書き）。

(エ) 新設分割をする組合についてする変更の登記

添付書面を要しない。ただし、新設分割設立組合又は新設分割設立株式会社若しくは新設分割設立合同会社の主たる事務所又は本店を管轄する登記所を経由してする場合の登記の申請書には、登記所において作成した新設分割をする組合の代表理事の印鑑の証明書を添付しなければならない（技研組合法第168条において準用する商登法第87条第3項）。

## 6 経過措置

改正法の施行の際現に存する鉱工業技術研究組合は、技研組合法第2条第1項に規定する技術研究組合とみなすとされ、改正法の施行の際現に登記所に備えられて

いる鉱工業技術研究組合登記簿（旧技研組合法第16条，中小企業等協同組合法第97条第2項）は，技研組合法第160条第2項に規定する技術研究組合登記簿になるものとされた（改正法附則第6条，第10条）。

また，改正法の施行日前に創立総会の公告がされた場合における鉱工業技術研究組合の設立（旧技研組合法第16条，中小企業等協同組合法第27条）並びに改正法の施行日前に総会の招集手続が開始された場合における鉱工業技術研究組合の吸収合併及び新設合併（旧技研組合法第16条，中小企業等協同組合法第63条から第63条の3まで，第63条の4第3項，第63条の5第3項本文，第63条の6第3項，第64条第1項から第5項まで，第65条から第67条まで）については，なお従前の例によるとされたが，これらの登記の登記事項については，技研組合法に定めるところによるとされた（改正法附則第7条，第9条）。